指定介護機関として次のとおり指定した。

令和元年十一月五日

居宅療養管理指導

○生活保護法による指定介護機関の変更の届出 ○生活保護法による指定介護機関の指定

告

示

目

次

○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出

公

○保安林の指定の予定

発 行 宮 城 県 (総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

宮

○県道石巻鮎川線給分浜一号事件審理の開催

兀

四

収用委員会

城

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正

選挙管理委員会

県

○土地改良区の定款変更の認可

(東部地方振興事務所)

兀 \equiv \equiv \equiv

(森林整備課)

同 同

同

(社会福祉課)

保安林の指定施業要件の変更の予定

告 示

国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法 ○宮城県告示第八百八十三号 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項 (中国残留邦人等の円滑な帰

律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、

宮城県知事

村 井 嘉 浩

1.7 14.1		11/1	ОП	/ C = E				-720	- /K				rix.							- (2	
der*	11-7	-tep*	117	-ter*	11-1	-ter-	п]	^	定した	律第一	国の	生	〇 宮	イ		<u> </u>	1		ا ر
	旧 特別養護老人ホーム常盤園	新	旧 仁明会東松島居宅介護支援事業所	新一柴田オレンジ薬局	旧 柴田薬局	新	旧 訪問看護ステーション春圃	事業所の名称		令和元年十一月五日	定した指定介護機関から、次のとおり変	三十号)第十四条第四項の規定にト	促進並びに永住帰国した中国残留法	生活保護法(昭和二十五年法律第百四	○宮城県告示第八百八十四号	イオン薬局石巻店 一	事業所の名称	介護予防居宅療養管理指導	イオン薬局石巻店	事業所の名称	
柴田郡柴田町西船追二丁目七番四号	柴田郡柴田町大字船岡字迫二十八番地一	東松島市矢本字大林二番二	· 東松島市矢本字大林一		柴田郡柴田町槻木下町二 – 八 – 一	気仙沼市舘山一丁目一番四十三号	気仙沼市田中前二丁目一番地八	事業所の所在地	宮城県知事 村 井 嘉		次のとおり変更した旨届出があった。	律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定	国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平	(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰		石巻市茜平四 – 百四	事業所の所在地		石巻市茜平四-百四	事業所の所在地	
	社会福祉法人常盤福祉会		医療法人社団仁明会		社		医療法人くさの実会	開設者の名称				の規定により指	(平成六年法	円滑な帰		イオンリテール株式会社	申請者の名称		イオンリテール株式会社	申請者の名称	
	- 柴田郡柴田町船岡中央三丁目十八番三号		石巻市山下町一丁目七 – 二十四		4 仙台市太白区長町南四-一-二十		気仙沼市浪板百四十	開設者の所在地								千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一	申請者の所在地		千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一	申請者の所在地	
	令和元年五月十五日		平成二十五年五月一日		令和元年六月一日		平成二十八年四月一日	変更年月日								令和元年五月一日	指定年月日		令和元年五月一日	指定年月日	

令和元年十一月五日

保安林予定森林の所在場所

○宮城県告示第八百八十五号

定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。 律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により指 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰

令和元年十一月五日

宮城県知事 村 井

栗原市若柳川北中町三十二-五 事 業 所 0) 所 在 地 嘉 浩 斉藤群大 開設者の名称

○宮城県告示第八百八十六号

くりはら訪問クリニック

事

業

所

名 称

林の指定をする予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安

宮城県知事 村

黒川郡大和町吉田字上嘉太神南一五の二〇、一五の四三、字滑谷地西七の一、七の一一、七の二

井 嘉

浩

定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があっ

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規

○宮城県告示第八百八十七号

居宅療養管理指導

平成

廃

止 年

月 \mathbb{H}

三十一年四月三十日

介 護 サ 1 ビ ス 0) 種 類

森林法

令和元年十一月五日

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県知事

村

井

嘉

浩

柴田郡川崎町(次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的 水源の涵養

 \equiv

変更後の指定施業要件

三

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

整備課)及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁 (水産林政部森林

二 指定の目的 水源の涵養

宮

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐による伐採種は、定めない。

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整

間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

え置いて縦覧に供する。) (「次のとおり」は、省略し、 関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び大和町役場に備

(3)

町営桜塚集会所

町営つばめの杜西集会所 町営つばめの杜東集会所 県

公

令和元年十一月五日

○宮選管告示第百四十三号

報

○宮城県告示第八百八十八号

十条第二項の規定により、令和元年十月三十日認可した。 登米市豊里町土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三

地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。 なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

令和元年十一月五日

宮城県東部地方振興事務所 所

長 髙 橋 剛

彦

選挙管理委員会

に改正する。 平成七年宮選管告示第八号(個人演説会等を開催することができる施設の告示)の一部を次のよう

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則

山元町農村基盤交流施設合戦原学堂の項の次に次のように加える。 夫

同 同 郡同 町つばめの杜四丁目二八番地 町つばめの杜三丁目一八番地

同 郡同 町髙瀬字合戦原一〇〇番地一七

女川町まちなか交流館

同

郡同

町女川浜字大原一番地三六

収

用

委

員

슾

江島集会所の項の次に次のように加える。

〇宮城県収用委員会告示第22号

のとおり審理を開始する。 線給分浜1号事件) について、土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第1項の規定により、次 羽黒下地内までのうち石巻市大原浜人石山及び給分浜中沢地内)に係る土地収用事件(県道石巻鮎川 宮城県起業の県道石巻鮎川線改築工事(給分浜道路・宮城県石巻市大原浜京地地内から同市給分浜

令和元年11月5日

第51号

IJ. 英 ≕ Ħ \mathbb{H} 衆 \blacksquare 4K

- 中华 令和元年12月20日 (金) 午後2時から
- 場所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県 行政庁舎9階 第一会議室

2 ယ

審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等